

こども・若者が自分らしく輝き、
心豊かに成長できるまち高梁市

た か は し し

高梁市こども計画 概要版



令和7年3月

高 梁 市

①計画策定の趣旨

国では、令和5(2023)年4月に全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本市でも、「次世代育成支援計画後期計画」の内容を引き継いだ、子ども・子育て支援新制度の趣旨に基づき、平成27(2015)年3月に「高梁市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保護者、学校園等、地域住民、事業者及び行政のそれぞれの役割の下、「安心して子どもを産み、育てることのできるまちづくり」を推進してきました。

本計画では、国・県の動向やこども・若者を取り巻く課題を踏まえ、こども・若者の権利を尊重した様々な分野の取組を総合的、計画的に推進し、本市のこどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人が社会的価値を創造でき幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指します。

②計画の性格・位置づけ

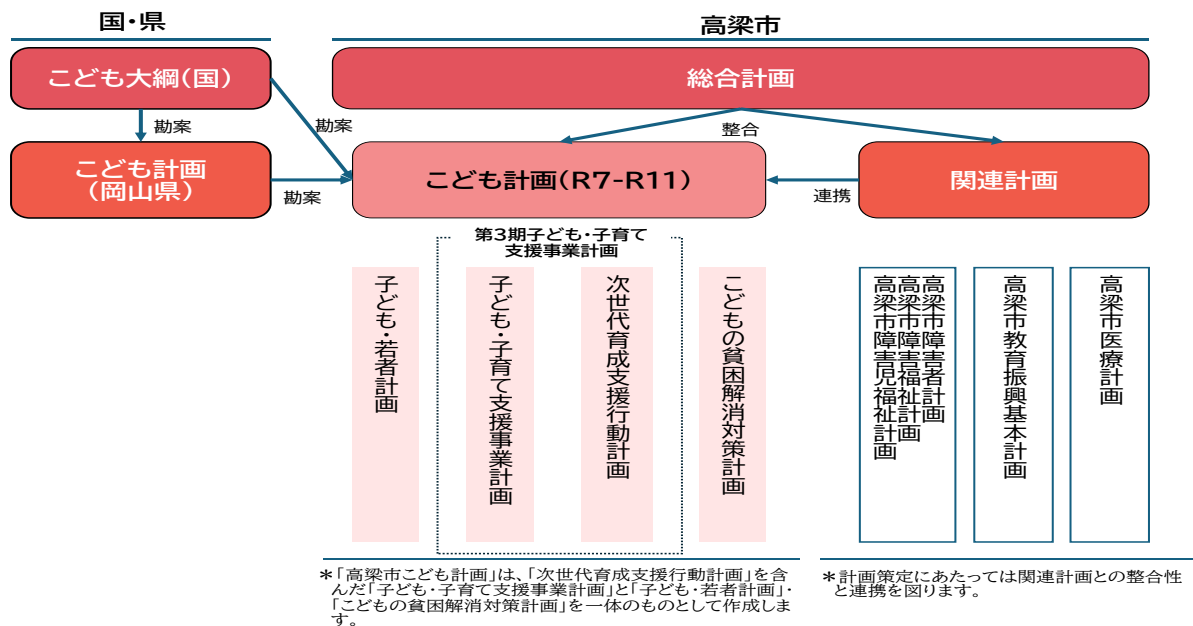
●法的根拠

この計画は、最上位計画である「高梁市総合計画（第2期まち・ひと・しごと総合戦略）」に即し、次代を担うこども・若者に関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、以下の各法令に基づく計画と一体のものとして策定します。

法律	計画
子ども・子育て支援法	高梁市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援高梁市行動計画
子ども・若者育成支援推進法	高梁市子ども・若者計画
こどもの貧困の解消に向けた対策推進法	高梁市こどもの貧困解消対策計画

※「市町村こども計画」に含まれる内容：こども大綱は、こども基本法第9条において、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定め、①少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、②子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項の各号に掲げる事項を含むものでなければならないとされていることから、こども大綱を勘案する市町村こども計画にも、これらの内容を盛り込むことが求められる。

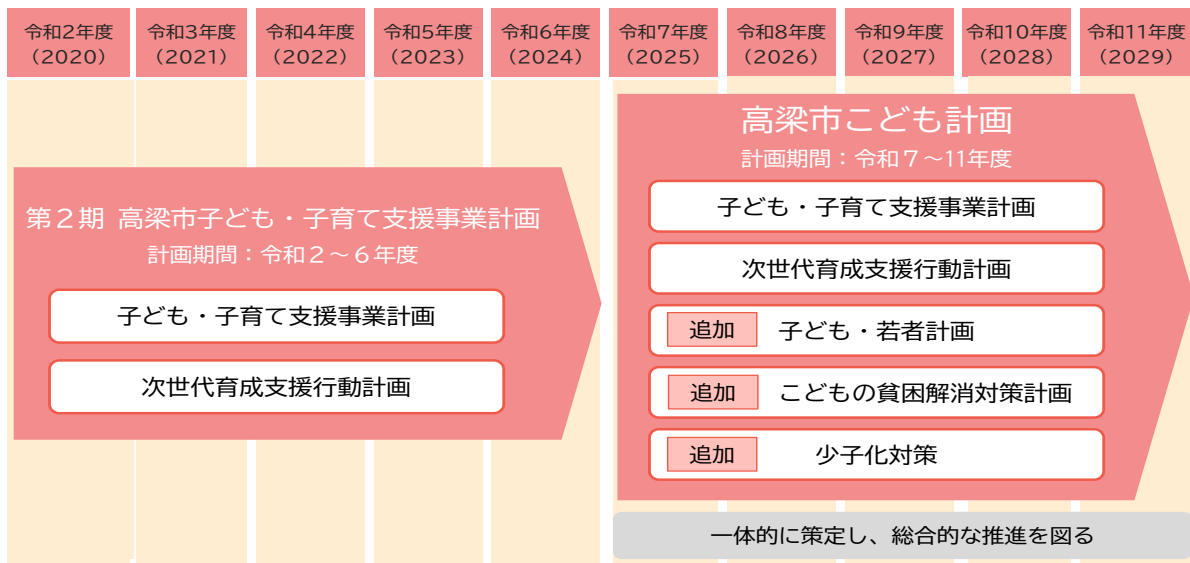
●関連計画



③ 計画の概要

●計画の期間

令和 7 (2025) 年度から 令和 11 (2029) 年度までの 5 年間とします。



●計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでの、こども・青少年とその家庭とします（18～39歳の若者も含む）。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

※【こども・若者】：こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

●策定体制

本市の子育て支援を含むこども・若者施策について幅広い議論を行うため、学識経験者、こどもの保護者、関係団体の代表者、公募委員で構成する「高梁市子ども・子育て会議」を設置して、計画内容を審議しました。

また、「高梁市こども計画庁内検討委員会」を設置し、関係部署と意見交換や協議・調整を図りました。

●計画の推進

本市の現状や事業実績を踏まえ、こども・若者や子育て当事者の視点に立った指標・数値目標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価します。

●こどもの意見聴取

こども基本法においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

こどもや若者の状況やニーズを的確に踏まえた施策を実施するため、市内の高校生から意見を聴取し、計画に反映させました。

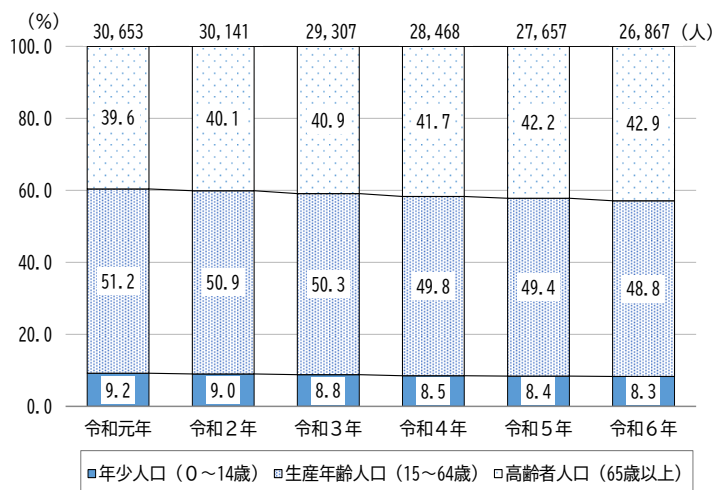
	こどもへの意見聴取について
年月	2024年9月～10月にかけて実施
調査対象	県立高梁高等学校（1～2年生）、県立高梁城南高等学校（3年生）
実施内容	高梁市職員による講話 意見交換 アンケート
テーマ	高梁市のこども・子育て施策について

こどもの意見聴取の様子



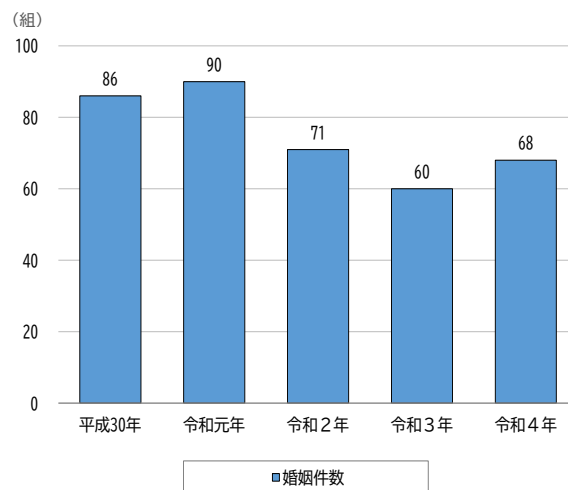
④ 高梁市の人口・世帯等の動向

【総人口・年齢区分別人口の推移】



※資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）（外国人を含む。）

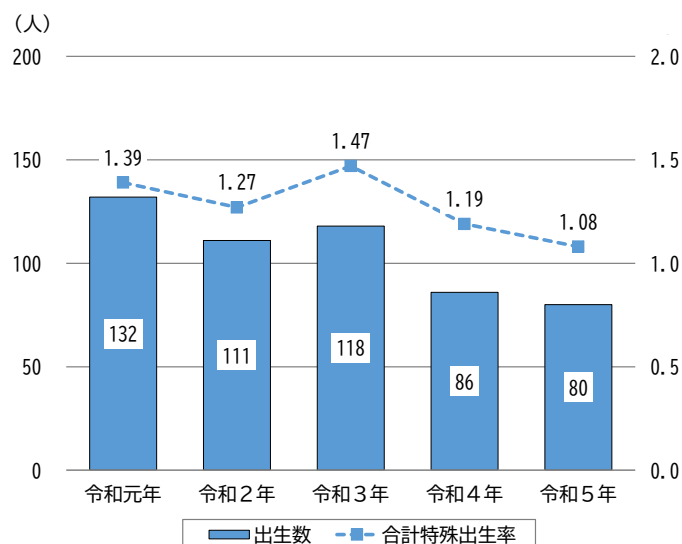
【婚姻件数】



※資料：岡山県統計年報

※岡山県の令和5年婚姻件数（市町村毎）は、令和7年12月頃に確定数値が公表されるため、平成30年から令和4年（5年間）の件数を記載しています。

【出生数及び合計特殊出生率の推移】



※令和5年は試算値

※資料：岡山県統計年報

※合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもの。

⑤ 現状と課題

本市の状況や調査結果等を踏まえて、課題を整理します。

【子育て支援サービス】

- ◆全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口も減少は続いており、少子高齢化が急速に進展しています。年少人口率は年々減少し、保育園・こども園及び学童保育における慢性的な待機児童はいないものの、就業形態の多様化などにより、きめ細やかな子育て支援が求められています。また、子育て支援施策を周知するため、積極的な情報発信が必要です。

【こどもの人権の尊重】

- ◆「すべての子どもは同じように1人の人間であり人権を持っている」では「とてもそう思う」との回答が約8割となっており、こども・若者が権利の主体として全ての保護者等に認められるよう、より一層の周知・共有を図る必要があります。

【子育て支援の充実】

- ◆充実してほしい子育て支援施策として「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が上位となっており、小児医療提供体制の維持・向上が求められています。また、子育て事業の具体的な支援内容の要望では、「公園など子どもと遊べる場所がほしい」が約7割と高くなっています。

【こどもの貧困】

- ◆ひとり親世帯では、全体と比較して、等価世帯収入の「中央値の2分の1未満」の割合が高くなっています。貧困の問題を抱える家庭については、生まれ育った家庭環境に左右されることのないよう、保護者の自立支援のための相談事業の充実と、こどもの生活支援や進学・就労支援など関係機関と連携を強化する取組が必要です。

【児童虐待】

- ◆全国的な傾向と同様に、本市における虐待を受けた児童数は増加しています。関係機関と連携した虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組や、市民に対しても、児童虐待問題の意識向上を図る取組が必要となっています。

【ワーク・ライフ・バランス】

- ◆現在の母親の就労状況では、前回調査に比べ、「フルタイムで働いている」との回答が増加しています。また、育児休業取得の有無では、「取得した」との回答が母親で約6割、父親で約1割と取得率は低い状況です。男女ともに、仕事と生活を両立できる社会環境を整えていく必要があります。

【出会い・結婚】

- ◆希望する子ども数よりも予想する子ども数（現実に持てると思う子どもの数）が少ない理由として、費用負担に関する理由が高くなっています。また、「孤育」など子育て当事者の負担感のほか、「若年層の交流の積極性」など、こども・若者の価値観の側面でも、結婚や子ども数の希望に影響を及ぼしていることが示唆され、少子化について多面的に取り組んでいく必要があります。

① 基本理念と基本視点

基本理念

こども・若者が自分らしく輝き、心豊かに成長できるまち高梁市

こども・若者は未来を創るかけがえのない存在です。こども・若者一人一人が自分らしく心豊かに成長することができるよう、権利を尊重するとともに、保護者はもちろん、地域全体でこども・若者を応援する取組を推進します。また、その取り組みを通じて、市民が社会的価値を創造でき幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを目指します。

計画を推進するにあたり、基本となる考え方として次の3つの視点を設定し、計画を推進します。

◆ 視点1 全てのこども・若者が活躍できる社会をつくる

- ① 全てのこども・若者が活躍できる社会の前提として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこども・若者の権利が尊重され、最善の利益が確保される必要があります。また、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴取し、反映できる体制を整備することが必要です。
- ② こども・若者が、心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくために、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障し、こどもや若者の個性や多様な価値観を理解し、一人一人の権利を尊重することが大切です。

◆ 視点2 子育て家庭を支援し、未来を担うこども・若者を育む

- ① 一人一人のこどもが健やかに生まれ育つよう、全てのこども・若者、子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。
- ② また、障害や疾患のあるこども、貧困の状況やこどもの養育が困難な状況にある家庭、児童虐待・ヤングケアラー等の問題を抱える家庭、ひとり親家庭、不登校やひきこもりの状態にあるこども・若者など、全てのこども・子育て家庭に必要な支援を確実に届けることが必要です。
- ③ 様々な事情により自らアクセスが困難な状況にあるこども・若者、子育て家庭をも念頭に置き、支援を必要とする人の的確な把握や、情報、支援、サービスなどを確実に届けていくための取組が必要です。

◆ 視点3 地域社会全体でこども・若者を応援する

- ① 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が課題となっており、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じています。地域でのこどもの見守りなど様々な活動や人とのつながりは、こどもや子育て家庭の孤立化を防ぐ重要な役割を果たしており、地域社会全体で支援に取り組むことが重要です。
- ② 様々な状況にある全てのこども・若者が心身ともに健やかに育成されるためには、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的な認識の下、行政による取組だけでなく、市民、地域、事業者、学校など地域社会全体で連携し、それぞれの役割を果たしながら、課題の解決に向けて取り組むことが大切です。

②施策体系

基本理念の実現に向けて、以下の4つの目標を設定し、目標ごとに各施策を位置付け、こども・若者施策を推進します。

基本理念	基本目標・施策	ライフステージ等
こども・若者が自分らしく輝き、心豊かに成長できるまち高梁市	基本目標 1 未来を担うこどもたちを切れ目なく支援 施策1 こども・若者が権利の主体として活躍するための仕組みづくり 施策2 特別な配慮を要するこども・家庭への支援 施策3 こどもの切れ目のない保健・医療の提供	ライフステージ全般
	基本目標 2 こども・若者の自立と社会参加のための環境づくり 施策4 こどもの成長と遊びの充実 施策5 生きる力を養う教育 施策6 こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境 施策7 若者の多様な未来を保障するための取組	誕生～乳幼児期 学童～思春期 青年期
	基本目標 3 安心して子育てができる地域社会づくり 施策8 母子ともに健康に育つための制度づくり 施策9 家庭での子育てを応援するための取組 施策10 子育てに係る経済的負担の軽減 施策11 男女ともに仕事と子育てが両立できるための支援	子育て当事者への支援
	基本目標 4 地域の見守りで支えるこどもたちの未来 施策12 地域で支える子育て 施策13 こどもの安全を守る取組の推進(犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)	子育てにやさしい社会

①計画の基本施策(目標・施策・主な取組)と評価指標・数値目標

基本目標1

未来を担う子どもたちを切れ目なく支援

ライフステージ全般

子どもたちが、自立した個人として成長するために、子ども・若者が権利の主体として認識されるよう周知に努め、児童虐待などから保護されること、また、全ての子どもたちが健やかに成長するためにライフステージを通じて保健・医療が提供される取組を推進します。

施策1 | 子ども・若者が権利の主体として活躍するための仕組みづくり

- 重点** ①子どもの権利擁護の推進
- ②多様な遊び体験や活躍できる機会づくり
- 重点** ③子ども・若者の意見表明の確保

施策2 | 特別な配慮を要する子ども・家庭への支援

- 新規** **重点** ①子どもの貧困対策
- ②障害児・医療的ケア児への支援
- 重点** ③虐待防止とヤングケアラーへの支援 など

施策3 | こどもの切れ目のない保健・医療の提供

- ①健やかな育ちを守るための支援
- ②成人期に向けた保健対策の充実
- 重点** ③小児医療提供体制の維持 など

評価指標・数値目標（重点）

指標	実績（直近）	目標値 令和11年度
「すべての子どもは同じように1人の人間であり人権を持っている」に「とてもそう思う」保護者の割合	82.7%（R5）	100%
ヤングケアラーという言葉の認知度について「聞いたことはない」中学2年生の割合	36.1%（R5）	20.0%

全てのこどもたちが自分らしく活躍できるようになるために、体験機会の充実を通じてこどもたちの「生きる力」を育みつつ、安心して学ぶための環境を整備します。また、高梁市の未来を担う若者が主体的に社会に参画することができるように就労や結婚支援など重要なライフイベントへの支援を推進します。

施策4 | こどもの成長と遊びの充実

- ①教育・保育サービスの充実
- ②幼児教育・保育の質の向上
- ③多様な保育の充実 など

施策5 | 生きる力を養う教育

- ①新しい時代を生き抜く力の育成
- ②特別支援教育の推進
- ③親準備教育・キャリア教育の実施 など

施策6 | こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境

- 重点** ①こどもの居場所形成
- ②いじめや不登校等、問題行動の早期発見・早期対応
- ③特色ある学校づくり など

新規

施策7 | 若者の多様な未来を保障するための取組

重点

- ①大学等への進学支援と人材育成
- ②地域での就職支援
- ③地域への愛着形成と若者の出会い・結婚・子育てへの応援 など

評価指標・数値目標（重点）

指標	実績（直近）	目標値 令和11年度
出生数	80人（R5）	現状維持
幸福度について「今、幸せか」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」若者の割合	86.6%（R5）	90%
婚姻件数	68組（R4）	現状維持
市公式LINE登録者数と子育て支援に係る投稿数	登録者数：1,942人（R5） 投稿数：4件（R5）	登録者数：3,450人 投稿数：52件

母子の健康状態を支えるための保健・医療環境の充実、子育てを安心して行うための制度づくりを行います。また、子育てに係る経済的負担の軽減と男女ともに仕事と子育てが両立できるための支援を行い、安心して子どもを生み育てていくための環境整備を行います。

施策8 | 母子ともに健康に育つための制度づくり

- 重点** ①母子保健事業体制の整備
②妊娠・出産のための相談体制の充実
③妊娠前の経済的支援

施策9 | 家庭での子育てを応援するための取組

- 重点** ①子育て世帯への支援
②家庭教育への支援
③保護者に対する子育てスキルの教育 など

施策10 | 子育てに係る経済的負担の軽減

- ①経済的支援の充実
重点 ②ひとり親家庭への支援

施策11 | 男女ともに仕事と子育てが両立できるための支援

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
重点 ②出産・育児がしやすい職場環境の整備
③父親の育児参加の促進

評価指標・数値目標（重点）

指標	実績（直近）	目標値 令和11年度
子育て支援センター利用率 ※0～2歳児の登録者割合	31.0%（R5）	50.0%
児童扶養手当受給資格者で養育費を受給している割合	27.6%（R5）	35.0%
男性の育児休業取得率	11.5%（R5）	50.0%

地域社会全体で子育てに協力し、応援する気運を高め、子育てにやさしい地域社会をつくり
ます。また、犯罪被害や、事故、災害からこどもを守る環境を整備し、こどもたちの安全を守
る取組を推進します。

施策 12 | 地域で支える子育て

- ①ボランティアの推進
- ②多世代交流による子育て
- ③地域全体での子育て
- 重点** ④子育てがしやすいまちづくり

施策 13 | こどもの安全を守る取組の推進(犯罪被害、 事故、災害からこどもを守る環境整備)

- ①地域での見守り活動
- ②こどもを取り巻く有害環境対策の推進
- 新規** ③防災教育等の充実 など

評価指標・数値目標（重点）

指標	実績（直近）	目標値 令和 11 年度
人々のつながりは、子育てする自分には温 かく、心地よいと思う割合	82.8% (R5)	95.0%



②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、乳幼児期における教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業について、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」等を記載することとなっています。

本計画においては、各事業に応じて提供区域等を設定し、年度ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を設定します。

【事業概要】

幼稚園は3か所、こども園は4か所あり、就労などの理由で標準時間を超えて保育を希望する家庭のために、すべての園で預かり保育を実施しています。

保育園は3か所あり、すべての園で、特別支援保育・延長保育・土曜日保育を実施しています。

【提供区域】

教育・保育の提供区域は市全体で1区域とします。

【量の見込みと確保方策】

計画期間において必要な教育・保育施設の体制を整え、教育・保育の質の向上や産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保等に努めます。また、全ての事業等で需要以上の量の確保を予定しています。

認定区分	対象者	対象施設
1号	学校教育のみ利用 3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり 3～5歳	保育園、認定こども園
3号	保育の必要性あり 0～2歳	保育園、認定こども園、地域型保育

●教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区 分		計画終了年度（令和11年度）	
		量の見込み	確保方策
① 幼稚園及び認定こども園	【1号】	33	100
② 保育園及び認定こども園	【2号】	173	347
③ 保育園及び認定こども園＋地域型保育	【3号】	185	263
保育園及び認定こども園 （1～2歳児）		127	198
地域型保育 （1～2歳児）		5	10
保育園及び認定こども園 （0歳児）		50	50
地域型保育 （0歳児）		3	5

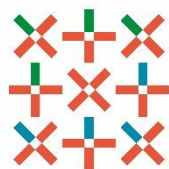
●地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名		事業概要	計画終了年度 (令和 11 年度)	
			量の見込み	確保方策
利用者支援事業		こども家庭センターを中心として、子育て家庭や妊産婦等の身近な実施場所で情報収集と提供、相談・助言等のため関係機関との連絡調整などを行います。	4 か所	4 か所
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行います。	4,000 人日	5,000 人日
妊婦健康診査		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施します。	1,008 人回	1,120 人回
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を担当保健師が訪問し、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。	62 人	80 人
養育支援訪問事業		養育支援が必要な家庭に対して、担当保健師が訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、必要な機関への取次ぎや支援を行います。	30 人	30 人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		子育ての援助を依頼したい方と援助を提供したい方を会員として、相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	100 人日	150 人日
	未就学児		30 人日	45 人日
	就学児		70 人日	105 人日
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ1号・2号)		通常の利用時間以外に幼稚園や認定こども園で在園児の預かり保育を行います。	1,005 人日	1,005 人日
一時預かり事業 (一般型)		日常生活で突発的な事情等により一時的に家庭での保育が困難になった場合、お子さんを一時的に預かります。	140 人日	140 人日
延長保育事業		保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に保育園や認定こども園で保育を行います。	400 人日	400 人日
病児・病後児保育事業		病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に専用スペース等において、専門スタッフが保育を行います。	10 人日	10 人日

事業名	事業概要	計画終了年度 (令和 11 年度)	
		量の見込み	確保方策
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	保護者の就労や疾病などの理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の保育を行います。	230 人	370 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等によりこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等で一定期間、児童の養育や保護を行う事業です。	42 人日	42 人日
子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事支援により養育環境を整える事業です。	20 人回	20 人回
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	未就園児を定期的に預かることで、家族以外の人との関わりの機会を通じ、こどもの成長を促すだけでなく、保護者に対する継続的な支援を行う事業です。	7 人分	7 人分
0 歳児		4 人分	4 人分
1 歳児		2 人分	2 人分
2 歳児		1 人分	1 人分
妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、相談支援と経済的援助を総合的にを行います。	216 人回	240 人回
産後ケア事業	医療機関や助産所等で、退院直後の母子に対して心身ケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。	20 人回	20 人回

※単位が「人日」「人回」は、延べ人数を表す。

※単位が「人分」は、利用時間の合計÷定員一人当たり受入可能時間 176 時間（8 時間×22 日）で算出。



わたしあうまち 高梁市

Bridging Together

TAKAHASHI CITY

高梁市こども計画 概要版

令和7（2025）年3月

発行 岡山県高梁市 健康福祉部 こども未来課
〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地

電話 (0866) 21-2666

FAX (0866) 23-1433

E-mail kodomo@city.takahashi.lg.jp